

議案第5号資料

○白井市道路占用料条例（平成17年条例第16号）新旧対照表

改 正 案				現 行			
(略)				(略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱	1本1年につき	850円		第1種電柱	1本につき1年	740円
	第2種電柱	1本1年につき	1,300円		第2種電柱		1,100円
	第3種電柱	1本1年につき	1,700円		第3種電柱		1,500円
	第1種電話柱	1本1年につき	760円		第1種電話柱		660円
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200円		第2種電話柱		1,000円
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600円		第3種電話柱		1,400円
	その他の柱類	1本1年につき	76円		その他の柱類		66円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	7円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	4円		地下電線その他地下に設ける線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	740円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	650円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	450円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	630円		郵便差出箱及び信書便差出箱		550円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,700円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	45円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	68円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	91円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		79円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	310円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270円

	もの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	450円	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき	910円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	1,500円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	860円	
	地下に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	510円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,500円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	17円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	170円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートル1月につき	170円	
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,700円	
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本1年につき	1,200円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	1本1日につき 1本1月につき	17円 170円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートル1日につき その面積1平方メートル1月につき	17円 170円
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基1月につき 1基1月につき	1,700円 860円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル1年につき	1,500円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	170円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	150円	

(略)

	もの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390円
	外径が1メートル以上のもの		790円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	900円
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	540円
	その他のもの	1年	1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	180円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
		その他のもの	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130円

(略)